

**【テーマ③】**  
**地域を支える第二次産業と県産品の振興**

1. テーマに関する説明資料
2. 意見書

令和3年8月3日

沖縄県商工労働部 ものづくり振興課  
企業立地推進課

他

第2回産業振興部会説明資料

資料2-3 テーマ③に関連する資料

# 地域を支える第二次産業 と県産品の振興

令和3年8月3日

沖縄県商工労働部 ものづくり振興課  
企業立地推進課

## 3-(8) 地域を支える第二次産業と県産品の振興

素案P124-127

### 目指す姿

第二次産業が県民の多様なニーズに応える地域産業としての地位を確立するとともに、本県経済の一翼を担う戦略的産業としての発展を目指す。

### 課題

ICTの活用、設備投資の促進、産学官・企業間の連携強化等による産業の高度化を図りつつ、商品サービスの高付加価値化や県産品の消費促進等により、企業の収益力強化を図ることが課題である。

多様なものづくり産業の振興、県産品の売上げ拡大促進、建設産業の持続可能な発展に取り組む。

### 施策展開/施策（概要）

#### ア 多様なものづくり産業の振興

○ものづくり産業については、生産波及効果が全産業平均を上回るなど県内の自給率が向上することで域内の経済循環を高めることが期待される。

○限られた経営資源の中においても、ものづくり産業が県民のニーズに応える地域産業としての地位を確立するため次に掲げる施策を展開する。

#### イ 県産品の売上げ拡大促進

○県内はもとより、県外や国外に向けた県産品の売上げ拡大促進のため、次に掲げる施策を展開する。

#### ウ 建設産業の持続可能な発展

○県内の基幹産業の一つである建設産業の持続可能な発展に向け、次に掲げる施策を推進する。

## 3-(8)-ア 多様なものづくり産業の振興

素案P124-125

### これまでの取組

#### ① 域内自給率を高めるものづくり産業の高度化

- 産学官連携開発支援事業による県内企業を主体とした学術機関（県内大学等）、県工業技術センター等の研究機関等との共同体による製品開発プロジェクトへのハンズオン支援及び補助の実施。（37件採択済）
- サポーター産業の集積
- 工業技術センターによる技術相談・支援・人材育成
- 製造産業県内発注促進事業による試作支援、受発注マッチング支援
- ものづくり生産性向上支援事業

#### ② ものづくり産業振興のための環境整備

中城湾港新港等を中心とする国際物流拠点産業集積地域において、素形材産業振興施設等で製造業の集積を図るとともに、県工業技術センター等において、機器の開放も行ってきたところである。工業技術センターによる技術支援や機器の借用については県内事業者を広く対象としている。

### 課題

コロナ禍前の実績による統計では、製品出荷額や製造業従事者数は改善しており、一定の成果は認められるものの、目標値には至っていない状況である。県内で最も多くを占める食品製造業を中心に支援することにより、県経済を活性化させる必要がある。

素形材産業振興施設において、入居企業による製品開発は進んでいるが、県内でのマッチングがあまり進んでいない。

### 今後の方向性（案）

付加価値を高め、県内ニーズとマッチした地域産業となることで、域内循環を高め、県内経済の活性化と県民所得を全国並みにする。

（具体的な取組）  
これまでの取組で成果のあった取組を継続・強化しつつ、域内自給率の向上だけでなく、県外海外を視野に他部局とも連携しながら、企業の収益力強化に繋げていく。

誘致した企業による技術により県内製造業を牽引し、ものづくり産業を振興するため、入居企業についてのマッチングを強化していく。県内外のニーズをふまえ、工業技術センターと連携し、機器の更新や新技術・新製品の開発、人材育成を行っていく。

## 3-(8)-ア 多様なものづくり産業の振興

素案P125

### これまでの取組

国際物流拠点産業集積地域の素形材産業振興施設を中心としたサポーティング産業の誘致集積や県工業技術センターによる支援、産学官連携開発支援事業等による新製品開発支援、海外販路開発支援事業、生産性向上や試作支援、マッチング支援によりサポーティング産業を振興してきた。

### 課題

県内事業者の受注機会が減少している状況があるため、発注者と受注者のマッチングや、ニーズに合致する製品の開発、生産性向上を促進するための支援が継続して必要である。特に中小企業においては、小規模事業者も多く、設備投資やICT導入において支援が必要である。

### 今後の方向性（案）

県工業技術センター及び素形材産業振興施設の機能・体制の整備により、新しい課題に対しても支援ができるようにする。生産性向上に向けた支援を行うことにより、技術の高度化を図り、域内循環を高める。

### ③ものづくり基盤技術の高度化とサポーティング産業の振興

## 3-(8)-ア 多様なものづくり産業の振興

素案P125

### ②ものづくり産業振興のための環境整備

#### 産業用地

県内製造業の域外展開の促進等に向け、事業拡大に必要な産業用地の確保を市町村と連携し取り組む。

#### 初期投資、創・操業支援

特区制度の活用による設備投資に対する支援や、民間企業のノウハウを活用したインフラ整備の検討など、官民連携による効果的な支援を行う。

#### 工業用水

県企業局と連携し、安定的な供給体制の構築に取り組む。

#### ものづくり産業イノベーション促進地域制度(仮称) (現：産業高度化・事業革新促進地域制度)

製品の開発力や技術の向上及び地域資源の活用による新事業創出等を支援することにより、製造業等の生産性の向上又は稼ぐ力の強化を図る。



# 3-(8)-1 県産品の売上げ拡大促進

素案P126

## これまでの取組

- 琉球泡盛再興プロジェクト事業の実施
- 沖縄県縫製業新製品開発事業の実施

## 課題

- 泡盛の製造業者においては、小規模・零細企業が多く、県外の大手メーカーに比べ、商品の宣伝や問屋・販売店等への営業提案力が弱い。
- 更なる販路開拓として県外市場を見据え、消費者ニーズの把握や商品探求力の向上に取り組む必要がある。

## 今後の方向性（案）

県外バイヤー等を招聘したビジネスマッチングや商談会の開催、戦略的なプロモーション展開や効果的な県産品の魅力発信に取り組む。

## ①国内市場における需要開拓の促進

- 海外販路開拓支援事業の実施
- 琉球泡盛再興プロジェクト事後湯の実施

支援企業における外国語対応等に課題がある。  
経営が安定している酒造所においては、県外を主要市場に見据えつつ、海外市場やインバウンド市場を視野に入れた商品開発等にマーケティング力の強化を図る必要がある。

商談から販路拡大に結びつくよう、専門コーディネーターによるフォローアップに取り組む。

泡盛の販路拡大については、国税庁と連携するとともに、海外市場を視野に入れた製品の開発を促進する。

## ②海外市場における販路開拓

# 3-(8)-1 県産品の売上げ拡大促進

素案P126-127

## これまでの取組

○琉球泡盛再興プロジェクト事業の実施

### ③県産品の高付加価値化の促進

## 課題

地域・業界が一丸となった特産品を含めた地域ブランドの形成が必要である。

## 今後の方向性（案）

業界が実施する泡盛のブランド構築と戦略的なマーケティングに基づく製品開発やプロモーションへの支援を行う。

### ④県産品の消費促進

○県産品奨励月間の実施や、産業まつりの開催

○県。市町村等行政機関、ホテル等観光業界を含む県内企業等へ県産品の優先使用の要請を行った。

○琉球泡盛再興プロジェクト事業の実施

産業まつりにおいては、一層の販路開拓につながるよう、商談機能の拡充が必要である。

泡盛は嗜好品のため、継続的なプロモーションとともに、消費者や時代のニーズに合わせた商品開発と品質向上に取り組む必要がある。

県産品の消費促進に向けては、継続した喚起を行うとともに、ニーズに応じた製品開発と品質向上に取り組む。

県産品優先使用の要請等により、県産品消費拡大の機会創出に継続して取り組んでいく。



# 3-(8) 地域を支える第二次産業と県産品の振興

素案P47-P48

## 【関連】1-(4)-エ 伝統工芸の振興

### これまでの取組

- 多様な工芸人材の育成  
産地組合が実施する後継者育成事業に対する支援、高度な技術者を養成するための研修事業の実施、工芸縫製品等の製造技術者の養成
- 工芸従事者の意欲向上、品質維持  
県工芸士認定事業、織物検査事業
- 原材料安定確保  
原材料栽培の試験研究、関係機関との連携や情報集積

- 市場ニーズへの対応  
新ニーズモデル創出事業（マーケティング、試作品開発、販路開拓等）  
工芸縫製製品技術研修、金細工製品技術研修
- 生産技術向上、技術支援  
技術指導、試験研究、新商品開発（デザイン、素材等）支援

### 課題

伝統的な技術・技法が継承されるためには、工芸従事者の技術習得や技術の向上、工程の効率化のほか、工芸従事者自ら工房運営に必要な基礎的な経営知識やブランディングの知識を身につける必要がある。  
また、沖縄工芸全体の認知度向上が課題である。

伝統工芸品の生産高を上げていくためには、現代のライフスタイルになじみやすい日用品としての商品開発が重要である。商品開発には、他産地との差別化や各自のブランディングに留意する必要がある。  
また、関係事業者とのネットワークを活用したマーケティングを商品開発に反映させる仕組みが必要である。

### 今後の方向性（案）

- 工芸従事者の人材育成等により、伝統的な技術・技法の継承と高度化に取り組む。
- おきなわ工芸の杜を活用し、沖縄工芸全体の認知度向上に取り組む。
- 工芸事業者等の経営基盤の強化や、技術の向上、工程の効率化に取り組む。

- 新たな工芸品開発の技術支援に取り組む。
- 感性型製品の開発、ブランド力の向上、情報発信、販路拡大に取り組む。
- おきなわ工芸の杜において、市場開拓、商品開発、ビジネスモデルの創出に取り組む。

### ①伝統的な技術・技法の継承

### ②伝統工芸を活用した感性に働きかける魅力的なもののづくりの振興

# 【参考資料】おきなわ工芸の杜の機能と目的

## 機能と目的

### 担い手の育成

- 貸し工房の貸し出し(起業支援)
- 共同工房・機器の貸し出し  
(制作支援)
- 各種セミナーの実施
- 技術研修、デザイン支援

### 交流促進

- 工芸従事者×一般来館者  
工芸品制作体験(体験工房)  
貸し工房、共同工房での対話・ふれあい  
アンケート協力→消費者ニーズ調査
- 工芸従事者×ビジネスパートナー  
マッチング支援、ネットワーク形成  
クリエイターズデータベース活用
- 工芸従事者×工芸従事者  
入居者同士のコラボ  
産地間、世代間交流

### 情報発信

- 工芸品の展示  
歴史、作り手の想い等も合わせて発信
- ウェブサイト
- 各工房の貸し出し  
生産行程を見せる→情報発信

商品開発の促進、ブランド力向上

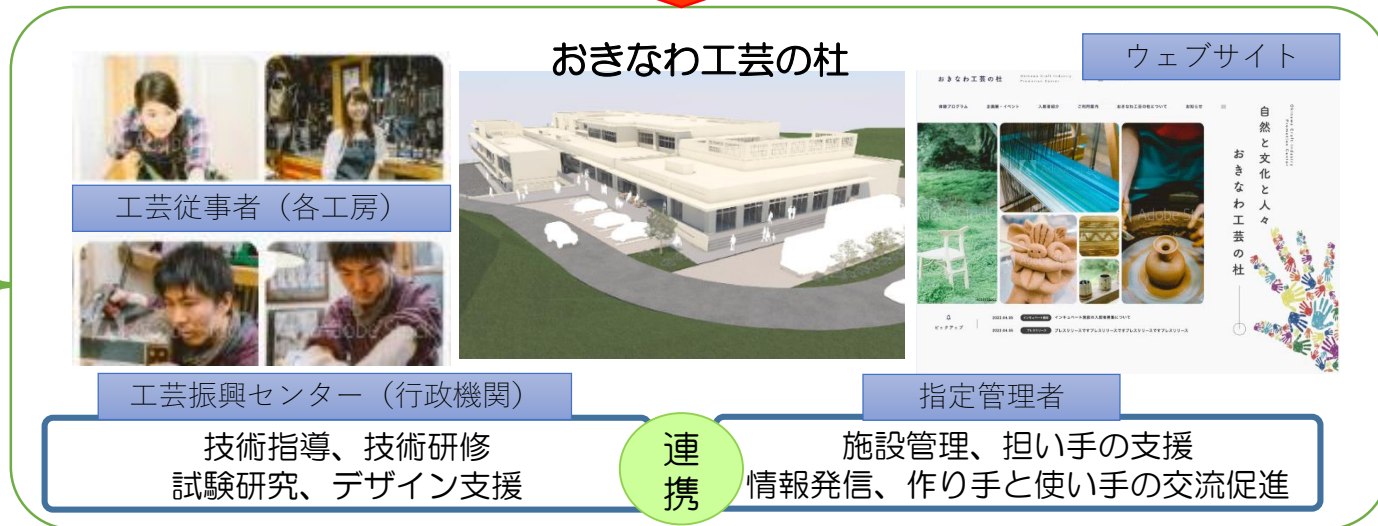
## ターゲットに提供できる価値

工芸従事者

工芸関係者

若手・研修生

情報集約・施設の利用



一般来館者 (BtoC)

ビジネスパートナー (BtoB)

一般県民

レジャーとしての  
てづくり体験  
ショップ、工房での買い物  
  
児童・生徒の社会学習、  
夏休み等のてづくり体験

観光客 (国内・海外)

ここでしかできない  
てづくり体験  
  
お土産品の購入

流通事業者

沖縄の工芸を一堂に俯瞰  
  
クリエイターズ  
データベースを  
活用したマッチング

異業種

商談会等で工芸品の  
使い方を提案  
・ホテル  
・飲食店  
・インテリア

良いイメージの蓄積

工芸品の活用の広がり

各回 項番	対象 回	各回 テーマ	章	頁	行	新たな振興計画(素案)本文	意見(修正文案等)	理由等	県の考え方	提出者	提出日	担当課
1	2	3	3	125	13	② ものづくり産業振興のための環境整備	県内製造業を振興するためには電力エネルギー料金の低減が重要であることから、再生可能エネルギー等を活用した電力供給方式の普及に取り組む。	「②ものづくり産業振興のための環境整備」の記述項目として電力エネルギー料金低減に係る記述が見られない。産業振興のためには、電力エネルギー料金の低減に関する記述を追加すべきである。	委員の意見を踏まえ、下記のように文面、内容を修正する。 なお、再生可能エネルギー等を活用した電力供給方式の普及は、「電気の安定的かつ適正な供給の確保」が前提であるため、その内容の追記をする。 P125 22~23行目 県内産業の振興及び持続的発展を図るため、老朽化した工業用水道施設の計画的な更新・長寿命化及び耐震化に取り組む。 また、電気の安定的かつ適正な供給の確保を前提に再生可能エネルギー等を活用した電力供給方式の推進を図る。	千住智信	7月9日	産政
2	2	3	3	126 127	25 8	・泡盛については、県外を主要市場に見据えつつ、海外市場やインバウンド市場を視野に入れた商品開発等のマーケティング力強化に取り組む。 ・泡盛の消費拡大に向けては、継続的なプロモーションの実施、多様化する消費者嗜好に対応した商品開発、販売促進及び情報発信に取り組む。	県産品の海外市場における販路開拓や県産品の消費促進のために泡盛が提示されているが、県内におけるアルコール製品は泡盛だけでなく、ビールやラム酒も生産・販売されている。これらの製品の販売拡大や消費促進を進める必要もあるため、少なくとも「泡盛等」のような表現を用いるべきである。		ご意見のとおり修正いたします。 修正前:泡盛 修正後:泡盛等	千住智信	7月9日	もの
3	2	3	4	47	20	(前略)魅力的なものづくりを図る、次に掲げる施策を推進する。	(前略)魅力的なものづくりを図るため、次に掲げる施策を推進する。	ミス?	ご指摘のとおりです。修正します。	井瀧 史洋	7月9日	もの
4	2	3	4	125	21	…検討、創・操業支援体制の…	…検討 → 充実 …充実、創・操業支援体制の…	・現在の賃貸工場等の施設設備、固定資産取得費用等の助成制度を更に充実させる。	委員ご意見の趣旨を踏まえ、修正していきたいと考えております。 また、初期投資や設備投資に係る助成制度については、市町村と連携した産業用地の確保と合わせて効果的な手法を検討してまいります。	古波津 昇	7月12日	もの 立地
5	2	3	4	125	30	追加	・県内製造業の高度化、生産性向上を図るために、沖縄県工業技術センターにおいて、IoT・AIの活用や、多様化及び高度化する製造業の技術ニーズに対応できる体制づくりに取り組む。	・技術は日々進展していく状況の中で、工業技術センター新しい技術を柔軟に受け入れる体制づくりに変えていく。	・県内製造業の高度化、生産性向上を図るために、沖縄県工業技術センターにおいて、IoT・AIの活用等、多様化及び高度化する製造業の技術ニーズに対応できる体制づくりに取り組む。 を追記します。 県におきましては、今後の10年間で県内産業が必要とする技術支援に対応できるよう、工業技術センターの人員体制や機能整備について取り組んでまいります。 10年の間におきましては、また新たな課題が生じることもあることから、「IoT・AIの活用等」とさせていただきたいと考えます。	古波津 昇	7月12日	もの
6	2	3	4	125	33	・県内企業体制や国内外企業との…	・下記の通りに修正 ・ものづくり産業への支援を図るため、国際物流拠点産業集積地域の「素形材産業振興施設」を主要エリアとする「ものづくり拠点」として業界連携による事業の実施や産学官連携による支援体制の構築に取り組む。	・原文の「県内企業連携や国内外企業とのネットワークを構築」では充分でなく、より広範な領域を含む表現とした。 ・修正した文書は「沖縄21世紀ビジョン基本計画(沖縄振興計画)等 総点検報告(頁551)」に記載有り。	修正文案の方がより適切と考えますので、修正します。	古波津 昇	7月12日	もの
7	2	3	4	126	25	泡盛については、県外を主要市場に見据えつつ、海外市場やインバウンド市場を視野に入れた商品開発等の(後略)	泡盛については、県外および海外市場やインバウンド市場をターゲットとした商品開発等の(後略)	琉球泡盛の海外展開は既に取り組まれていること、日本のアルコール市場は縮小傾向にあるなか敢えて県外のみを主要市場とするのは流れに沿っていないと思われることから、先のとおり提案します。	ご意見のとおりです。以下のとおり修正いたします。 泡盛については、 <u>県外、海外及びインバウンド市場をターゲットとした商品開発等の(後略)</u>	井瀧 史洋	7月9日	もの
8	2	3	4	175	18	…産業化、…	…産業界、…	・文字の誤りではないか。	ご指摘のとおりです。修正します。	古波津 昇	7月12日	もの
9	2	3	4	47	28	エ 伝統工芸の振興 ①伝統的な技術・技法の継承 □原材料の安定確保、 <u>伝統工芸事業者や産地組合の経営基盤の強化、製法技術の向上や工程の見直し等</u> による安定した製品供給体制の確立等に取り組む。	エ 伝統工芸の振興 ① <u>伝統的な技術・技法の継承と経営基盤の強化</u> □原材料の安定確保、 <u>伝統工芸事業者や産地組合の経営基盤の強化、製法技術の向上や工程の見直し等</u> による安定した製品供給体制の確立等に取り組む。	生産者(つくり手)の経営規模(1事業所当たりの従事者数)が2.4人で全国規模の5.1人と比較して半分以下である。その為、従業者1人当たりの工芸品生産額も約200万円と全国平均の約610万円の3分の1に留まっている。	ご意見を受け、以下のとおり修正します。 ① <u>伝統的な技術・技法の継承と経営基盤の強化</u> □原材料の安定確保、 <u>製法技術の向上、工程の見直し等</u> により安定した製品供給体制の確立を図り、 <u>工芸事業者等の経営基盤の強化</u> に取り組む。	新 賢次	7月26日	もの

各回 項番	対象 回	各回 テーマ	章	頁	行	新たな振興計画(案)本文	意見(修正文案等)	理由等	県の考え方	提出者	提出日	担当課
10	2	3	4	48	1	エ 伝統工芸の振興 ②伝統工芸を活用した感性に働きかける魅力的なものづくりの振興 □消費者の感性に働きかける感性型製品の開発やブランド力の向上、ICTを活用した情報発信の強化、インバウンドを含めた国内外への効果的な販路拡大に取り組む。	エ 伝統工芸の振興 ②伝統工芸を活用した感性に働きかける魅力的なものづくりの振興 □消費者の感性に働きかける感性型製品の開発やブランド力の向上、工芸の社を活用した情報発信の強化、地元を含めた国内外への効果的な販路拡大に取り組む。	おきなわ工芸の社は沖縄の工芸振興の新たな拠点として期待されている。ICTの活用は欠かせないが、工芸の拠点である工芸の社において、リアルな展示空間による使い手の結びつきが大切である。特に地元の使い手の取り込みが必要不可欠である。	ご意見のとおり修正します。  なお、おきなわ工芸の社では、リアルな展示に加え、ウェブサイトにより工芸品の情報発信を行うため、両方の機能を併せ持っております。	新 賢次	7月26日	もの
11	2	3	4	48	6	追加	③展示会を活用した沖縄工芸の魅力の創出 □16品目の指定工芸品を中心とした個々の内容が分かりやすい内容の展示会を企画・開催に取り組む。 □県民以外の人々に広めていくためにも、より多くの県民に見てもらうために、県立美術館での開催に取り組む。 □1回(本展示会)で終えるのではなく、波及効果を出すために、工芸の社などにおいても関連展示企画に取り組む。	沖縄の工芸は国指定(16品目)や県指定(26品目)の伝統的工芸、伝統工芸品が数多く存在し、豊かな工芸文化の花を咲かせている。 一方、工芸品の多種・多様性が消費者の視点において個々の違いが分かりづらく、個々の工芸品の良さや素晴らしさを伝えきれていないと思われる。その為、沖縄工芸の本質的な「魅力」についてを再構築し、再認識と再発信をする必要あると考える。	ご意見を受け、以下のとおり追加します。  ①伝統的な技術・技法の継承と経営基盤の強化 □工芸品の認知度向上のため、展示会の開催や文化施設等との連携など、県民をはじめ多くの方々へ伝統工芸に触れる機会を提供し、沖縄工芸の魅力や価値を高める。  なお、今後、計画の実施段階において、指定工芸品を中心とした展示会の開催や、関連展示企画について検討してまいります。	新 賢次	7月26日	もの

## 意見書様式(修正案用)

(関連体系図(案)に対する意見)

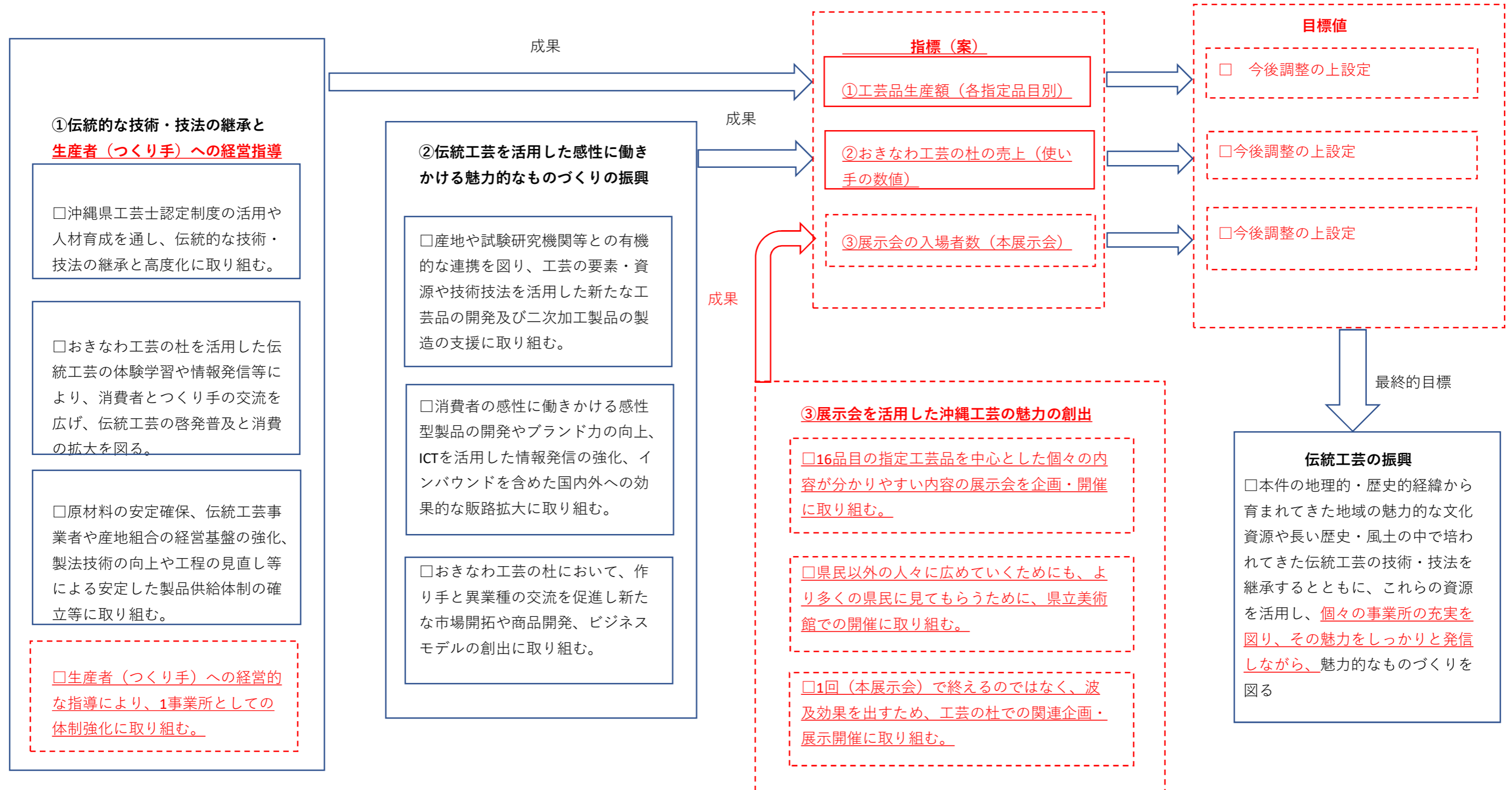
		② 成果指標									
全体 項番	第2回 テーマ	施策番号	指標名	指標(案)	目標値	理由等	県の考え方	対象回	提出者	提出日	担当課
②-16	3	1-(4) エ①	従事者1人当たりの工 芸品生産額	①工芸品生産額(各指 定品目別)	—	生産者(つくり手)の経営規模(1 事業所当たりの従事者数)が2.4 人で全国規模の5.1人と比較して 半分以下であり、従業者1人当 たりの工芸品生産額も約200万円と 全国平均の約610万円の3分の1 に留まっている為。	伝統的な技術・技法の継承のた めには、後継者の確保が必要で あり、そのためには経営基盤の 強化が重要であることから、当指 標を設定しております。	2	新賢次	7月26日	もの
②-17	3	1-(4) エ②	工芸品生産額	②おきなわ工芸の杜の 売上(使い手の数値)	—	おきなわ工芸の杜は沖縄の工芸 振興の新たな拠点として期待さ れている為。	伝統工芸を活用した新たなもの づくりが活性化された結果として 工芸品生産額を指標としておりま す。おきなわ工芸の杜における 売上は、工芸品生産額に含める ことを検討しております。	2	新賢次	7月26日	もの
②-18	3	施策追加	追加	③展示会の入場者数 (本展示会)	—	沖縄の工芸は国指定(16品目) や県指定(26品目)の伝統的工 芸、伝統工芸品が数多く存在し、 豊かな工芸文化の花を咲かせて いる。 一方、工芸品の多種・多様性が 消費者の視点において個々の違 いが分かりづらく、個々の工芸品 の良さや素晴らしさを伝えきれ ていないと思われる。その為、沖縄 工芸の本質的な「魅力」について を再構築し、再認識と再発信をす る必要あると考える。	今後、計画の実施段階におい て、指定工芸品を中心とした展示 会の開催や、関連展示企画につ いて検討してまいります。展示会 の入場者数は、事業の成果指標 として活用したいと考えておりま す。	2	新賢次	7月26日	もの

## 新たな振興計画(素案)に対する意見書

部会名: 産業振興部会

全体 項番	第2回 テーマ	意見内容	県の考え方	対象回	提出者	提出日	担当課
6	3	ものづくり振興センターの構築について ・令和2年3月に提出された「沖縄21世紀ビジョン基本計画(沖縄振興計画)等 総点検報告」(以下、「総点検報告」と表示する)を以て作成されていると思われる。 ・「総点検報告」において、「ものづくり産業の戦略的展開」「課題及び対策」に「『素形材産業振興施設』を主要エリアとするものづくりの支援拠点として、実用化に向けた…連携強化を図るための体制を構築する必要がある。」と報告がある。 ・現在、「国際物流拠点産業集積地域」「素形材産業施設」での「沖縄県金型技術研究センター」と「ものづくりネットワーク沖縄」において、公設研究機関と民間の組織が連携し高付加価値の製品を作り出している。 ・「ものづくりネットワーク沖縄」の目標は、民間企業が公設研究機関と連携しながら製品試作・開発、人材育成等のものづくり全般に関する活動を進めるなど、両社が車の両輪となって沖縄のものづくり産業の振興に貢献することを目指している。 ・県は、上述(ものづくりネットワーク沖縄)の組織と、ものづくり拠点として、産学官・企業間・異業種間の連携、人材育成等を推進するコーディネート機能等を網羅する体制「ものづくり振興センター」への構築に努力していただきたい。	現在、民間企業と公設研究機関との連携による製品試作・開発におきましては、素形材産業振興施設における工場施設の貸出、沖縄県工業技術センター(金型技術研究センター)における技術支援・技術相談や機器の貸し出し、分析等の支援、人材育成事業、産学官連携開発支援事業等による製品開発補助を複合的に組み合わせながら行っており、素形材産業振興施設を中心とする一帯が「ものづくり振興」における拠点として、整備されつつあると考えております。 県としましては、ものづくりネットワーク沖縄を始めとする関係機関と連携を密にとりながら、今後の10年で、より、ものづくり産業の振興に繋がるよう、県内外のニーズ等、情報収集を行いながら、素形材産業振興施設や金型技術研究センターの機能の更なる充実や製品開発・事業化・人材育成確保の分野において、産学官等のネットワークを構築し、取り組んでまいります。	2	古波津 昇	7月12日	もの
9	3	おきなわ工芸の杜が令和4年4月にオープンする運びとなっており沖縄の工芸振興の新たな拠点として期待されております。 沖縄の工芸は国指定(16品目)や県指定(26品目)の伝統的工芸、伝統工芸品が数多く存在することは全国的に見ても稀であり、多種・多様な工芸が花開いている地域だといえる。一方、この様な多様性は経済性の観点からは課題も多い状況にあるといえる。 また、多様性は消費者や地元県民の理解度は高いとは言えない。 特に、国指定や県指定、その他の工芸品の違いなどは、なかなか分かりづらい内容になっていると思われる。工芸品の個々の良さや素晴らしさ伝えきれていないことが経済振興にとってもネックとなっている。 以上の観点から私は沖縄の伝統工芸品についての本格的な展示会の開催を提案したいと思えます。	ご意見を受け、以下のとおり追加します。  ①伝統的な技術・技法の継承と経営基盤の強化 □工芸品の認知度向上のため、展示会の開催や文化施設等との連携など、県民をはじめ多くの方々へ伝統工芸に触れる機会を提供し、沖縄工芸の魅力や価値を高める。  なお、今後、計画の実施段階において、指定工芸品を中心とした展示会の開催や、関連展示企画について検討してまいります。	2	新賢次	7月26日	もの
10	3	4 伝統工芸の優遇税制について 第4章1(4)エ「伝統工芸の振興」及び県資料「産業部会関連の税制優遇措置の提案の概要」においては、伝統工芸の製造業者に対しての優遇税制は触れられていないため、優遇税制の対象事業とすることにしていただきたい(理由) ○観光立県である沖縄の主要な魅力の1つは伝統工芸の素晴らしさです。しかし、直近の沖縄県伝統工芸産業振興計画によると、5年推移の生産高、従業者数、事業所数はほぼ横ばい状態で家内工業的な規模の事業所がほとんどであることを表しています。 ○職人としては素晴らしい技術を持っていても、十分な収益が得られないために、安定した経営、人材確保、雇用の維持、資金調達に苦労していることが統計資料からも明らかです。 ○それに加え新型コロナウイルス禍によって観光客が激減した2020年には、前年対比50%を超える売上減少により国の持続化給付金の適用要件を満たす事業所も多く出ていることが推測されます。 ○しかし、伝統工芸産業にフォーカスした優遇税制はありません。 ○現行の沖縄特区税制の中で「製造業」が対象となっている経金特区、産業イノベや物流特区税制を部分的に活用できなくはないですが、沖振法で「伝統工芸」が明記されていないため、「製造業」を日本標準産業分類の業種判定で機械的に区分し当てはめて活用しなければなりません。しかし、日本標準産業分類では、製造業者が卸売した場合は「製造業」となり、自社店舗販売した場合は「小売業」となり、「小売業」と判定された場合は、現行法の適用対象外となります。 ○伝統工芸の製造業者は経営基盤の強化が急務であり、販売形態による区別するのではなく、すべての伝統工芸の製造業者の下支えの一助となる優遇税制が適用できるように考慮していただきたい。	ご意見のとおり、本県の伝統工芸品は生産高、従業者数、事業所数ともに横ばいまたは減少傾向にありますが、新たな振興計画に向けて関係団体や工芸事業者からヒアリングしたところ、業界から税制優遇等の制度創設に関する要望はなく、新商品開発、原材料確保、販路拡大、Eコマースサイト整備等に対する支援の要望があがっております。 税制の活用には、利益の増や投資を伴うため、その前提となる売上増となる販路拡大などの支援策を要望しているものと受け止めております。 なお、特に国・県指定伝統工芸品については、各産地に存在する事業協同組合による共同販売事業を活用する事業者が多いことから、多くは製造業(卸売)に該当するものと思われます。	2	鈴木 和子	7月26日	もの

沖縄県の伝統工芸産業の振興計画 修正案の フローチャート



※赤枠・赤文字：新しく追加提案する内容